令和　　年　　月　　日

飯田市長

施設等利用給付請求書（償還払い用）

認可外保育施設・一時預かり事業・子育て援助活動支援事業の施設等利用費

【　　年　　月～　　年　　月分請求用】

私は、子ども・子育て支援法第 30 条の 11 第 1 項の規定に基づき、施設等利用費の給付について、下記のとおり請求しますので、指定する償還払いの振込先口座に振り込んでください。

なお、施設等利用費の審査にあたり、次の事項に同意します。

1　申請者と認定子どもが、飯田市内に住居していることを飯田市が住民基本台帳で確認すること。
2　実際に利用していることを飯田市が対象施設に確認すること。
3　利用料の支払い状況を飯田市が対象施設に確認すること。
4　課税状況を飯田市が確認すること。

1　施設等利用給付認定保護者（請求者）

フリガナ		認定子どもとの続柄		現住所	〒 電話　　－　　－
氏　名	㊞				

2　認定子ども（認定子どもごとに請求してください。）

フリガナ		法第 30 条の 4 の認定種別 □申請年度４月１日時点で満３歳以上（新２号） □申請年度４月１日時点で満３歳未満（新３号）
氏　名		
生年月日	平成・令和　　年　　月　　日	

3　償還払いの振込先（保護者名義の口座を記入してください。）

金融機関名		預金口座	□普通　□当座						
銀行・信金	支店	口座番号							
農協・組合	出張所	口座名義(ｶﾅ)							

5　利用した認可外保育施設・一時預かり事業・子育て援助活動支援事業を記入（複数記入可）

①	フリガナ		所在地	〒
	施設・事業名			
	契約している利用料	□月額　　円　□日額　　円　□時間額　　円		
②	フリガナ		所在地	〒
	施設・事業名			
	契約している利用料	□月額　　円　□日額　　円　□時間額　　円		

③	フリガナ		所在地	〒
	施設・事業名			
	契約している利用料	□月額　　円　□日額　　円　　□時間額　　円		
④	フリガナ		所在地	〒
	施設・事業名			
	契約している利用料	□月額　　円　□日額　　円　　□時間額　　円		

※ 該当箇所に✓を入れ、金額を記入してください。利用料の設定が月単位を超える（四半期、前期・後期等）場合は、当該利用料を当該期間の月数で除して、当該利用料の月額相当分を算定し、算定した月額相当分を記入してください。

6　認可外保育施設・一時預かり事業・子育て援助活動支援事業の施設等利用費の償還払いの請求の内訳

利用年月日	認可外保育施設に支払った月額利用料(a)	一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業に支払った月額合計利用料(b)	支払合計額 (c=a+b)	月額上限額 (d)	請求額 （c と d を比較して小さい方）
年　　月	円	日	円	円	円
年　　月	円	日	円	円	円
年　　月	円	日	円	円	円

※ 上記で記入した利用料の合計額を支払ったことを証明する書類（施設からの領収書等）と特定子ども・子育て支援提供証明書を添付してください。
また、子育て援助活動支援事業を利用した場合は、援助を行う会員が発行した活動報告書も添付してください。

※ 利用料の設定が月単位を超える（四半期、前期・後期等）場合は、当該利用料を当該期間の月数で除して、当該利用料の月額相当分を算定してください。（10 円未満の端数がある場合は切り捨て）

※ 月額上限額は、施設等利用給付第２号認定の場合は月額 37,000 円、第３号認定の場合は 42,000 円です。
月途中で認定機関が終了する又は開始される場合か、市町村間転入の場合、月額限度額は次のとおりとなります。
・月途中で認定期間が終了する場合、
　又は別の市町村へ転出する場合の限度額：37,000（42,000）円×転出日までの日数÷その月の日数
・月途中で認定期間が開始される場合、
　又は別の市町村から転入した場合の限度額：37,000（42,000）円×転入先での認定日からの日数÷その月の日数